

大阪府議会委員会条例の改正について（案）

第 77 号議案「大阪府組織条例一部改正の件」等が可決された場合、委員会条例第 2 条に規定する常任委員会の所管を次のとおり改正する。

改 正 前	改 正 後
府民文化常任委員会 <u>万博推進局に関する事項</u> スマートシティ戦略部に関する事項 府民文化部に関する事項 I R 推進局に関する事項	府民文化常任委員会 スマートシティ戦略部に関する事項 府民文化部に関する事項 I R 推進局に関する事項

※施行日は、令和 8 年 4 月 1 日